

○公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年七月十五日建 河 発 第三百五十一号）抜粋版
最終改正 令和三年五月十九日 国土防第二十六号 水管理・国土保全局長通知

（災害関連事業）

第十九 災害関連事業の候補箇所を選定する場合には、災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであつて、かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環となる箇所について次の各号に定める基準により査定の際調査するものとする。

（一）一般基準

- イ 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として五割以下のものであり、かつ、一箇所の災害関連工事費が都道府県及び指定都市に係るものにあつては二、四〇〇万円以上、市（指定都市を除く）町村に係るものにあつては一、八〇〇万円以上のもの
- ロ 原則として他の改良計画がないもの
- ハ 災害関連事業費によつて得られる効果が大きいものであるもの

（二）工事別採択基準

イスト（略）

チ 下水道工事

- （イ）被災箇所をこれに接続する未災箇所を含めて当該被災箇所に接近した下水道施設の位置、規模、構造等にあっては施行する工事
- （ロ）被害激甚であつて災害復旧工事のみでは充分な効果を期待できない場合において一定計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事
- （ハ）被災箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築し又は補強して施行する工事

事 務 連 絡
令 和 3 年 5 月 2 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（地方整備局等下水道担当課長経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「公共土木施設災害復旧事業査定方針の一部改正に伴う災害関連事業における
下水道工事の取扱いについて」（通知）のご連絡について

下水道施設が被災した場合の災害復旧事業は、これまで原形復旧の範囲内に限られていましたが、災害の激甚・頻発化により、下水道施設の被災による社会的影響が顕著となり、再度災害防止を図る必要性が高まっていることから、令和3年5月19日に公共土木施設災害復旧事業査定方針が改正され、災害関連事業の対象工種に下水道工事が追加されました（別添1）。これを受けて、別添2の通り、令和3年5月19日付け国土交通省水管理・国土保全局防災課長通知「公共土木施設災害復旧事業査定方針の一部改正に伴う災害関連事業における下水道工事の取扱いについて」が発出されておりますので、ご承知おき頂きますようお願いいたします。
都道府県におかれましては、管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

以上

（連絡先）

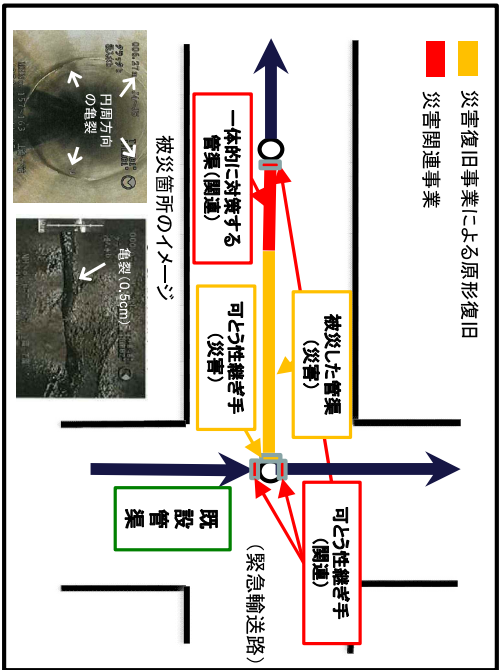
国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室
課長補佐 阿部 聡
abe-s85aa@mlit.go.jp
下水道防災対策係長 工内由香
kunouchi-y2n4@mlit.go.jp
電話 03-5253-8431

概要

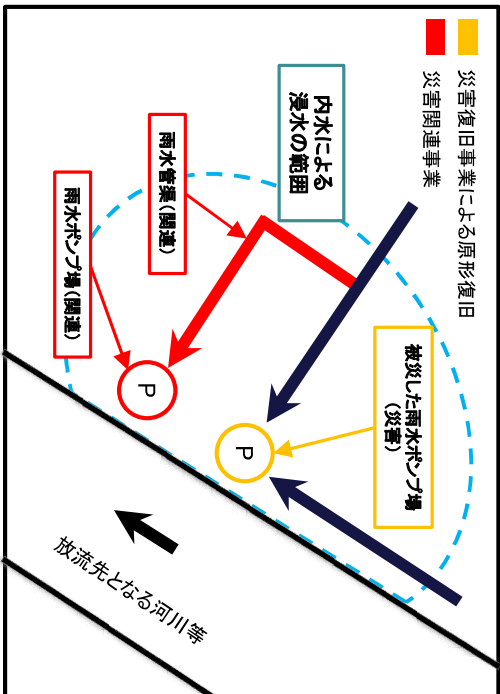
○地震や水害により被災した下水道施設において、災害復旧事業のみでは十分に再度災害を防止することができない場合に、未被災箇所を含む一連の施設の機能向上を図るため、令和3年5月19日に公共土木施設災害復旧事業査定方針を改定し、河川等災害関連事業の対象に下水道工事を追加。

想定される内容(例)

■**管渠の耐震化**
緊急輸送路下に埋設された管路など、重要な幹線等が被災した場合、災害復旧事業に合わせ、被災箇所を含む一連のせい弱施設についても、**一体的に耐震化対策を実施**することによって、再度災害防止を図る。



■**雨水排水施設の能力増強**
内水による浸水によって雨水ポンプ場の機能停止等が生じた場合、災害復旧事業に合わせ、地域の排水能力を向上させるために、**雨水ポンプ場、雨水管渠等を新たに設置**することによって、再度災害防止を図る。



2

別添2

国水防第9号
令和3年5月19日

都道府県及び指定都市
土木主管部局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課長
(公印省略)

公共土木施設災害復旧事業査定方針の一部改正に伴う
災害関連事業における下水道工事の取扱いについて

標記については、「公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年七月十五日建河発第三百五十一号）」（以下「査定方針」という。）の一部が改正されたところであるが、査定方針第十九（二）チに規定する下水道工事（以下「下水道工事」という。）に関する取扱いについて、下記によることとしたので、当該災害復旧事業の実施にあたっては下記の点を十分に留意の上遺憾のないように措置されたい。

なお、貴管下市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方取り計らわれない。

記

- 1 下水道工事の範囲は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第二十四条の二に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定に基づき定める告示（昭和四十六年建設省告示第七百五号）の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第二百八十九号）第五項並びに第六項第一号から第三号、第六号及び第八号から第十一号に係るものを対象とした事業を除く。）とする。
- 2 下水道工事に関する補助率は、下水道法施行令第二十四条の二に規定する国の地方公共団体に対する補助金の額と同率とする。
- 3 この通知は令和3年度に採択する事業から適用する。

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

殿

下水道セーフティネットNO.235について
(令和2年度とりまとめ)

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当部長・課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

- 人身事故
 - 維持管理作業
令和3年3月は4件(死亡:0件、負傷:4件)の事故報告があり、令和2年度の合計は45件(死亡:2件、負傷43件)となりました。令和元年度の合計と比べると9件増となっています。
3月の主な負傷事故として、日常の汚泥焼却炉の維持管理作業のなかで、消石灰添加装置シュート部のホースの継手を外して内部清掃を実施した際、作業員の指がフライトコンベヤに巻き込まれて指を切断したという事故等が発生しました。
令和2年度に発生した2件の死亡事故のうち1件は、下水道管渠内の清掃作業中に酸素欠乏症等と疑われる原因によるものです。下水道管理者においては、下水道管渠内作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則等に基づき、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される作業箇所においては、作業前に測定器具による酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行うとともに、常時測定器の携帯による安全確認を行うこと、加えて、作業前から作業終了後管渠内に作業員がいないことを確認するまでの換気の継続等を徹底するよう委託先へ指導・監督するなど適切な措置を講じられるようお願いいたします。
 - 工事
令和3年3月は6件(死亡:1件、負傷:5件)の事故報告があり、令和2年度の合計は110件(死亡:7件、負傷:103件)となりました。令和元年度の合計と比べると16件の増となっています。
令和2年度に発生した死亡事故は、はさまれ・巻き込まれが1件、公衆災害が1件、土砂崩壊が2件、その他3件です。発注者においては、引き続き、元請業者を通じて下請業者に対しても、誘導員や監視者の適切な配置、墜落制止用器具(安全帯)の確実な使用や開口部における転落防止措置、作業手順に基づくKY活動の実施など、安全管理に努めるよう指導していただくとともに、安全パトロールの継続

改良復旧事業(関連)における下水道工事の追加について

事業対象範囲

①下水道法施行令第24条の2に定めるものを対象にした事業
対象施設:終末処理場(下水)、告示で定める「別表」に基づく主要な管渠及びポンプ等の補完施設

【地震災害】

- ・下水処理場・ポンプ場の耐震化
- ・管渠の耐震化

【豪雨災害】

- ・ポンプの増強による排水能力の向上
- ・管渠の設置・改良等による排水能力の向上
- ・管渠の護岸構造の改良

②告示(下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件)に係る事業
対象施設:「別表」以外の管渠及びポンプ等の補完施設において、地震・浸水対策等に係るもの

【地震災害】

- ・管渠の耐震化
- ※ただし、「下水道総合地震対策事業」の交付対象事業の要件に合致するものに限る

【豪雨災害】

- ・ポンプの増強による排水能力の向上
- ・管渠の設置・改良等による排水能力の向上
- ・管渠の護岸構造の改良
- ※ただし、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「都市水害対策共同事業」の交付対象事業の要件に合致するものに限る

(参考)上記①、②のうち、改良復旧事業(関連)の対象にならない例

- ・被災原因との関連がない事業
- ・汚水管渠の設置に関するもの
- ・合流式下水道の改善や老朽化対策、未普及対策など、改良復旧事業の目的と合致しないもの

補助率

○公共下水道	管きよ	1/2 (6/10)	終末処理場	5.5/10 (2/3)
○特定公共下水道	管きよ	1/3	終末処理場	1/3
○流域下水道	管きよ	1/2 (2/3)	終末処理場	2/3 (3/4)
○都市下水路	管きよ	4/10	終末処理場	4/10

※括弧内の数値は沖縄県
において適用

的な実施により、受注者の安全管理に対する意識改革を促進し、下水道工事現場における事故の未然防止をお願いします。

2. 水質事故等

令和3年3月は5件（水質事故：5件、その他案件：0件）の事故報告があり、令和2年度の合計は50件（水質事故：40件、その他案件：10件）となりました。令和元年度と比べると9件の増となっています。

3月の主な水質事故として、管渠内に堆積したモルタルに、民間事業者又は一般家庭から排出されたと想定されるナイロンタオルなどの繊維質が絡まり管路を閉塞させ、マンホールから汚水があふれた事案等が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂き、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP：http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

（担当・問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故担当）

石塚：ishizuka-t55uc@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

工内：kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

久保田：kubota-k2n7@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX:03-5253-1597

令和2年度 下水道に関する人身事故発生状況について （令和3年3月末現在）

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和3年3月末現在)

1.人身事故発生状況(総括)
(令和3年3月末現在)

令和2年度 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの集計	合計	
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	2 (5)	3 (5)	5 (5)	5 (5)	4 (7)	4 (1)	43 (36)	43 (36)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	3 (5)	3 (5)	5 (5)	6 (5)	4 (7)	4 (1)	45 (36)	45 (36)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	18 (7)	20 (8)	23 (13)	26 (18)	31 (23)	37 (28)	41 (35)	45 (36)	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	7 (7)	7 (7)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	7 (7)	9 (6)	11 (4)	9 (15)	14 (9)	15 (9)	10 (5)	14 (10)	5 (11)	103 (87)	103 (87)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	8 (7)	11 (6)	11 (5)	9 (15)	14 (10)	15 (10)	10 (7)	14 (11)	6 (11)	110 (94)	110 (94)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	20 (19)	31 (25)	42 (30)	51 (45)	65 (55)	80 (65)	90 (72)	104 (83)	110 (94)	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	9 (7)	9 (7)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	12 (10)	14 (7)	13 (5)	11 (20)	17 (14)	20 (14)	15 (10)	18 (17)	9 (12)	146 (123)	146 (123)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	13 (10)	16 (7)	13 (6)	12 (20)	17 (15)	20 (15)	16 (12)	18 (18)	10 (12)	155 (130)	155 (130)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	33 (25)	49 (32)	62 (38)	74 (58)	91 (73)	111 (88)	127 (100)	145 (118)	155 (130)	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

令和2年度 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計	
事業者主体	1. 都道府県	0	2	0	1	4	1	0	0	0	0	2	2	12	16
	2. 政令市	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	9	5
	3. 一般市	2	0	1	3	1	1	2	2	3	5	1	1	22	12
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	2	2	5	5	2	3	3	5	6	4	4	45	36
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0
	2. マンホール	0	1	0	1	1	0	1	0	2	0	0	0	6	4
	3. 処理場	3	1	2	2	4	1	1	1	2	3	1	3	24	22
	4. ポンプ場	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	8	4
	5. その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	2	0	5	6
	合計	4	2	2	5	5	2	3	3	5	6	4	4	45	36
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
負傷事故	4	2	2	5	5	2	2	3	5	5	4	4	43	36	
1. 墜落・転落	1	1	2	2	1	1	1	0	1	3	1	2	16	11	
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	1	2	0	0	2	3	1	0	1	12	8	
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	
5. 転倒	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	3	
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	
9. 感電	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11. 火災・爆発	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
12. 公衆災害	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14. その他	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	4	9	
合計	4	2	2	5	5	2	3	3	5	6	4	4	45	36	
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	6	4	4	4	47	33
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1
	合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	5	6	4	4	52	36
累計	4	6	8	13	23	25	29	33	38	44	48	52	-	-	

令和元年度 (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	33
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	36
累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	-

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和3年3月末現在

NO.	発生日月	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
3月										
1	R3.3.8	1.都道府県	処理場	①負傷事故 ①墜落・転落	5名にてポンプ配管に詰まった運物除去作業を実施していた。配管は約3mの高さにあり、被災者は別の作業員が足場を壊し配管の上に倒立作業を行っていた。被災者は別の足場(高さ75cm)に上り、作業者のゴミ袋を交換する作業を行っていた。足場は倒壊後に設置していた。ゴミ袋を両手に持ち、足場の上を移動しながら作業内容を確認しているうちに足場が移動し、4本ある足場の足のうち1本が倒壊に転落し、被災者も同時に転落し、左足関節部を捻挫した。	・側溝付近に足場を設置しない。 ・高所作業に該当しない足場についても危険予知を行う。 ・個人社員(被災者はR2.A1入社)の安全教育を強化する。	委託先業者	33	男	左足大関節部捻挫
2	R3.3.14	1.都道府県	処理場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ	汚泥処理場の日常の維持管理作業のなかで、消石灰添加装置シャフト部ホースフランジを外して内部清掃を実施した際、フラットコンベヤに巻き込まれて指を切断した。本業は焼却炉が運転停止し、それに伴いコンベヤが停止している間に2人体制で行うべき作業である。当日は17時まで稼働のため焼却炉を停止する予定であったが、修繕作業が早く終わったため13時から運転を再開していた。また、作業主任者が清掃用具を取り離れた間に事故が発生した。現場は鉄板のため、フランジを外してもコンベヤ内部を直接確認できない。	・緊急処置としてフランジ接続部のボルトを溶接固定し、清掃用圧縮空気を用いる治具を製作(令和2年度中)。 ・恒久対策として、手作業をなくすため、消石灰添加装置を自動化改修する(令和3年度中)。 ・維持管理業者内において回転体に関する安全教育を実施。 ・回転体の点検は確実に停止してから実施。	委託先業者	40	男	右手親指第一関節不全切断(全治1ヶ月)
3	R3.3.16	3.一般市	処理場	①負傷事故 ①墜落・転落	汚泥処理場4-4号の天井裏にて排出駆動部のボルトを締め締め作業終了後に天井へネジを踏み抜き、高さ約4m、他の作業員がすぐに被災者の意識があることを確認。その後作業員3名が車で被災者を病院へ搬送し、被災者は自力で歩行できる状態であった。原因としては、天井パネルが人の自重に耐えられないものでないという点、安全確認を怠り、踏んでしまったことによりパネルごと落下したものである。	維持管理業務委託者へ以下の内容を指示。 ・事故が発生した作業について手順書の作成。 ・事故が発生した作業場所の改善。(緩衝、足場板の設置等) ・他の作業員に対して当該事故同様の危険作業の有無の確認及び危険作業の作業方法の改善。	委託先業者	20	男	頭部、背面打撲
4	R3.3.23	2.政令市	ポンプ場	①負傷事故 ⑥激突	ポンプ所に到着後、被災者は点検用資料をポンプ室に搬入するための車として、車両の後部ドアを開け、ヘルメットをとうとした。車両停止場所の前方はスロープがあり約30m高くなっているが、被災者はその位置から頭を下げてヘルメットを取ろうとしたため、後部ドアに頭頂部を強打した。被災者の位置での全開時のドア高は約160cmであった。	①平坦な場所に車両を一旦停車させ、資材等の搬入作業を実施する。 ②後部ドアの開閉位置を確認できるよう、注意喚起表示をする。 ③事故根拠を作業員全員に周知し、改めて安全管理の徹底を認識させ、再発防止に努めるよう申し合わせた。	委託先業者	71	男	頭部切傷

3.事故発生状況(工事)
(令和3年3月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業者主体	工事分類	事故類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計
			1. 都道府県	0	0	0	2	0	1	0	1	0	1	1	1	1
2. 政令市	3	7	1	4	5	10	4	6	7	2	7	2	7	4	60	36
3. 一般市	1	3	7	4	6	4	7	9	10	7	7	7	7	6	71	55
4. 町村	0	0	0	0	1	1	2	3	2	0	2	0	2	0	11	7
5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	19	10	17	10	17	10	149	111
1. 管きよ開削	2	6	5	8	7	8	11	12	14	4	12	4	9	3	93	59
2. 管きよ推進	1	1	1	2	1	1	1	2	3	3	2	1	1	2	19	8
3. 管きよシールド	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
4. 管きよその他	1	1	0	0	3	2	0	1	0	1	0	1	0	1	10	5
5. 処ボ土木建築	0	2	0	1	0	3	1	3	0	1	1	3	1	3	15	19
6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	2	0	1	2	1	2	1	2	0	8	11
7. 処ボその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	19	10	17	10	17	10	149	111
1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	3	4	2	2	2	3	1	1	1	18	21
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	3	1	2	4	7	4	4	0	3	2	30	29
3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	1	1	2	7	8	
4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	4	4	
5. 転倒	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4	3
6. 激突	0	0	1	2	1	1	1	4	1	1	1	1	1	0	13	5
7. 土砂崩壊	1	1	1	0	1	1	0	1	3	0	1	1	1	1	11	8
8. 交通事故	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	2	
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	1	1	1	1	1	2	1	3	1	1	15	11
12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	1	6	4	5	4	0	3	3	3	3	38	17
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
14. その他	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	6	3
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	19	10	17	10	17	10	149	111
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	7	7
2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	12	7	11	4	8	67	67	
3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	6	3	3	1	2	26	26	
合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	6	11	116	100	
累計	2	10	15	23	34	45	54	68	86	96	110	116	-	-	-	
その他(民間発注工事など)	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

令和元年度

(単位:人)

被災者数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-
その他(民間発注工事など)	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

事故情報データベース(工事)

令和3年3月末現在

NO.	発生年月日	事業			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業				年齢	性別	被害状況
3月										
1	R3.3.2	2.政令市	7.処ボその他	-	工事現場開場のため処理場の門を開けようとしたところ、門扉が道路側に倒れ、通行人(自転車)にあたったことで負傷させたもの。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	30代	男	左手人差指、左足膝下脛骨(擦り傷)、自転車損傷
2	R3.3.3	3.一般市	5.処ボ土木建築	既成杭工	既成杭の建込み作業中、杭打機を前進させた際に、約10mの高さにあるケーシング掘土用の穴から脱落した石(約300×200×120mm)が落下した。その際、杭打機の運転者の死角から近寄っていた罹災者の背中に、落下した石が当たったもの。	現場内	3.飛来・落下	61	男	左肋骨3本の骨折、打撲
3	R3.3.9	3.一般市	2.管きょ推進	-	小口径推進工(さや管推進φ300mm)を施工中、低圧ガス管φ100mmにさや管が接触しガス管を破損させたもの。	現場内	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
4	R3.3.9	3.一般市	4.管きょその他	舗装作業	マンホール周辺の舗装施工中、後ずさりしながらホウキで舗装頭部を清掃していた作業員が、後退してきたコンパウンドローラーと接触し、その弾みで転倒したもの。	現場内	5.転倒	69	男	右足くるぶし骨折
5	R3.3.9	2.政令市	1.管きょ開削	-	掘削部分(改良土)が固く、手掘りが困難なためはつり機でほぐしていたところ、ガス供給管φ30mm(土被り0.95m)を損傷したもの。	現場内	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
6	R3.3.10	3.一般市	5.処ボ土木建築	配管(仮差設置)工	管廊内の空気の仮蓋付替えの際、蓋が粘着されていて容易に外れなかった。作業箇所への送風を遮断していたため、蓋に空気がかかっていると判断してハールの先でこし開けたところ、送風遮断箇所にもかかわらず空気が漏れがあったため、加圧により蓋が飛び罹災者の左肩に当たったもの。	現場内	3.飛来・落下	67	男	左肩鎖骨骨折
7	R3.3.10	3.一般市	1.管きょ開削	写真撮影	マンホール設置状況写真撮影時に簡易土留に右足をかけた際に滑り、転落して掘削基面底部(W=1.6mL=3.0mH=3.0m)に設置してあったマンホール底部坑(コンクリート)に側頭部等を打ち付けたもの。	現場内	1.墜落・転落	45	男	側頭部からの出血、肋骨3本骨折、肝臓等損傷の疑い
8	R3.3.13	2.政令市	5.処ボ土木建築	-	河川内の工事にて使用していた、工所用仮設管(φ1,200、L=5m、ポリエチレン管)4本・大型土蓋・1mタンク1基・サクションホース3巻が、雨による河川の増水の影響で下流に流出したもの。	現場内	14.その他			仮設管の流出
9	R3.3.15	2.政令市	1.管きょ開削	-	取付管補修のためコンクリート(L=30cm)舗装切断中にガス供給管φ40mmPLSを破損(土被り0.24m)したもの。	現場内	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
10	R3.3.22	3.一般市	1.管きょ開削	管路掘削及び土工	管渠布設工事における幅0.9m深さ3.0mの掘削中、工期に遅れが生じたことから、土工工を米土工で掘削を行った。その後、罹災者が掘削穴に入り失物の捜索作業を行ったところ、掘削の土砂が崩れ土溜めとなり死亡したもの。	現場内	7.土砂崩壊	45	男	死亡

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

令和2年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和3年3月末現在)

NO.	発生年月日	事故情報		状況分類	事故概要・対応	
		事業主体	発生施設		事故類型	事故概要
3月						
1	R3.3.3	〓一般市	処理場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	<p>漏水(目目)：漏水箇所は流入管が1系統しかなく、パイパス管やバルブ等もない箇所であったため、漏水をしながらの試運転となり、その結果、地道による配管等配管からの微量な漏水が、該目により土圧が戻ったことが原因で大きくなったと想定される。また、流入管がOD槽(N02)の下側に接続されていることから、流入管が詰まったことにより、OD槽(N02)からの逆流が発生した。</p> <p>漏水(目目)：OD槽(N01)は緊急時対応用であり、現在は使用していないかった。流入水を入れたことにより内部の水位が上昇し、地道で漏んでいた配管から漏水したものと考えられる。施設の稼働、バルブの可動、流入管の切り替えと漏水など事前に点検は行っていたが、異常は発見されなかった。</p>
2	R3.3.3	〓一般市	管渠	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	<p>公共施設の床清掃業者が、清掃水を道路集水側に排水したことにより排水主管から河川へ白濁水が流出した。</p> <p>床清掃業者への指導。</p>
3	R3.3.12	〓一般市	マンホール	水質事故	①	<p>異常が発生し、消防部より下水道部へ硫化水素発生検知がなされた。下水道部職員が現地調査をしたところ、粗糞管で硫化水素が検出され硫化水素の発生場所は汚水幹線(合流)及びサブ管と思われるため消火栓から下水道水を汚水幹線へ流し込み臭気の発生を察知した。</p> <p>消火栓から幹線に注水作業で、順次、高い濃度の硫化水素が検出していることが確認されたため、汚染物質は発生場所から水に溶け発生したと判断されたと思われる。</p> <p>一定の濃れがある幹線及びサブ管(合流管)に施設を建設とする、高濃度の硫化水素が発生することは考えにくい。(付添)に伏せ類似等なし)</p> <p>そのため、外部から下水道施設に対し原因物質が投入又は流入したと想定される。</p>
4	R3.3.19	〓一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	<p>書き込みで確認したモルタルに、民間事業者又は一般市民から排出されたと想定されるナイロンタオルなどの繊維質が絡まり管渠を閉塞させ、マンホールから汚水があふれた。</p> <p>原因物質からの原因者特定が困難であるため、今後、市報や自治体回覧を用いて住民への注意喚起を行う。また、閉塞箇所付近、及び上流側にある飲食店への除害施設の管理状況の確認と指導を行う。</p>
5	R3.3.20	1.都道府県	処理場	水質事故	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	<p>令和2年9月1日より、実業増強増加に係る試験運転を実施し、放流リソリン濃度を目標平均値20mg/Lを目標とした運転を実施していた。毎時データを確認しながらの運転であったが、PAC注入率増加により、目的のpH調整が目標値4.0mg/Lに対して低い値幅が続いていたことから、PAC注入率の増加率を下げた運転を試行したところ、目標平均値が計画放流水質10mg/Lを超過した。</p> <p>毎時データを確認し、PAC注入率を増加させるタイミングを確認する。 PAC注入率設定を変更するとともに、放流リソリンの対応方法を定めた。</p>

水質事故等発生状況
(令和3年3月末現在)

[総括]	[内訳]												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
水質事故等	9(1)	3(2)	6(3)	3(5)	5(7)	2(1)	2(5)	5(6)	3(3)	5(1)	2(6)	5(1)	50(41)
累計	9(11)	12(3)	18(9)	21(11)	26(19)	28(19)	30(24)	35(30)	38(33)	43(34)	45(40)	50(41)	-

(単位:件)

[内訳]	[内訳]												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 都道府県	2(1)	0(0)	1(1)	0(2)	1(0)	2(1)	2(1)	0(0)	1(0)	3(1)	2(3)	1(0)	15(10)
2. 政令市	1(0)	0(1)	0(1)	2(1)	0(2)	0(0)	0(1)	3(4)	2(1)	0(0)	0(1)	0(0)	8(12)
3. 一般市	6(0)	2(1)	4(1)	1(2)	4(4)	0(3)	2(1)	0(2)	1(0)	0(2)	4(1)	24(17)	
4. 町村	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3(2)	
5. その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
合計	9(1)	3(2)	6(3)	3(5)	5(7)	2(1)	2(5)	5(6)	3(3)	5(1)	2(6)	5(1)	50(41)
1. 管渠	5(0)	1(0)	2(2)	1(1)	0(1)	0(0)	0(1)	1(2)	2(0)	1(0)	0(2)	2(0)	15(11)
2. マンホール	0(0)	0(0)	1(1)	0(1)	0(1)	1(0)	0(0)	2(1)	2(0)	1(0)	1(0)	1(0)	10(4)
3. 処理場	3(1)	2(1)	1(0)	0(2)	2(2)	1(1)	1(2)	1(3)	0(0)	1(1)	0(3)	2(1)	14(17)
4. ポンプ場	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
5. その他	1(0)	0(1)	2(0)	1(1)	2(3)	0(0)	0(2)	0(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	6(9)
合計	9(1)	3(2)	6(3)	3(5)	5(7)	2(1)	2(5)	5(6)	3(3)	5(1)	2(6)	5(1)	50(41)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3(1)	0(0)	0(0)	0(1)	1(3)	1(1)	4(3)	1(1)	0(0)	2(3)	1(0)	25(15)	
2. 民間事業者(一般人を含む)	2(0)	0(0)	0(0)	0(1)	2(1)	0(1)	0(3)	1(1)	1(2)	0(0)	0(1)	1(1)	7(11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	4(0)	0(1)	1(1)	1(3)	2(3)	1(0)	0(2)	1(0)	5(1)	0(2)	3(0)	18(15)	
合計	9(1)	3(2)	6(3)	3(5)	5(7)	2(1)	2(5)	5(6)	3(3)	5(1)	2(6)	5(1)	50(41)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3(2)
③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(1)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)	1(0)	7(3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1(0)	0(0)	1(0)	0(1)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(2)	0(0)	0(0)	1(0)	5(4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5(0)	1(1)	2(2)	2(1)	1(3)	1(1)	2(3)	2(1)	2(0)	1(2)	2(0)	2(0)	22(15)
⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0(0)	0(1)	0(1)	0(3)	0(1)	0(0)	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)	1(0)	1(1)
水質事故 合計	9(0)	2(2)	4(3)	2(5)	4(6)	2(1)	2(5)	3(4)	2(3)	4(1)	1(6)	5(1)	40(37)
その他案件	0(1)	1(0)	2(0)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	2(2)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	10(4)
水質事故等 合計	9(0)	3(2)	6(3)	3(5)	5(7)	2(1)	2(5)	5(6)	3(3)	5(1)	2(6)	5(1)	50(41)
① 耐用年数経過	0(0)	1(0)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	2(0)	2(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	5(5)
② 耐用年数以内	0(0)	1(2)	1(0)	2(2)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)	2(2)	3(0)	0(1)	1(0)	13(10)
③ 天災等	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	0(0)	2(2)	1(1)	2(3)	1(2)	1(2)	2(0)	3(1)	2(2)	3(1)	0(1)	1(0)	18(15)

(単位:件)

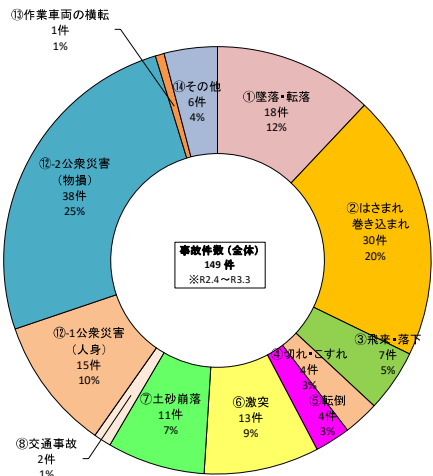
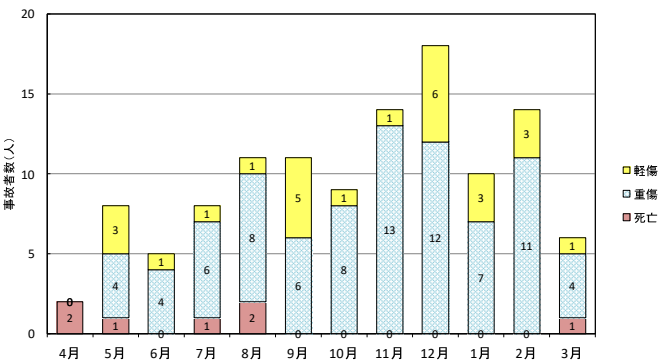
※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計
※()内書きは、前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

(参考)

H31年度	7
	67
	26
	100

○令和2年度に国土交通省へ報告のあった工事事故者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7
重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	12	7	11	4	83
軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	6	3	3	1	26
合計	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	6	116



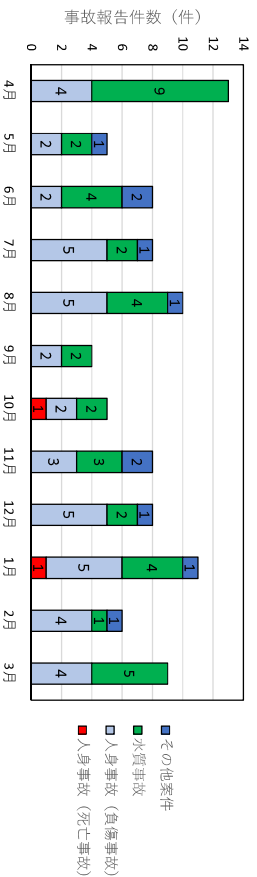
○令和2年度に国土交通省へ報告のあった維持管理事故件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身事故(死亡事故)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
人身事故(負傷事故)	4	2	2	5	2	2	3	5	5	4	4	4	43
水質事故	9	2	4	2	4	2	2	3	2	4	1	5	40
その他案件	0	1	1	1	1	0	0	2	1	1	1	0	10
合計	13	5	8	8	8	10	4	11	6	9	5	9	95

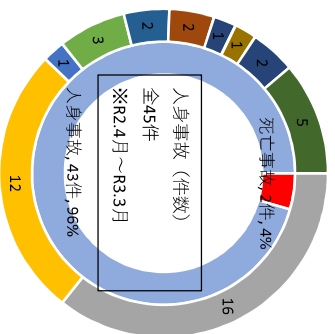
(参考)

R1年度	0
2年度	36
3年度	37
4年度	44
5年度	77

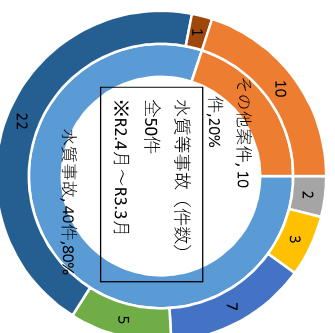
令和2年度の月毎の事故発生件数



発生事故要因別事故件数



- 死亡事故
- 人身事故
- 墜落・転落
- はさまれ 巻き込まれ
- 切れ・こすれ
- 転倒
- 激突
- 交通事故
- 感電
- 火災・爆発
- 公衆災害
- その他



- 水質事故
 - その他案件
- ① 悪質下水の流入 (放流水質が基準に不適合)
 - ② 悪質下水の流入 (放流水質が基準に適合)
 - ③ 悪質下水の流入によるい放流水質の基準不適合
 - ④ 雨水管からの悪質下水の流出
 - ⑤ 下水道施設からの下水等の流出
 - ⑥ その他事故 (①~⑤以外の事故)
 - その他案件

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付
流域下水道計画調整官

下水再生水等の活用の推進について

下水道は都市内の汚水、雨水を集約しており、その処理水（下水再生水）や雨水を用途に応じた水資源として活用することにより、健全な水循環の維持、回復や資源の有効活用に貢献することができます。また、近年取水制限が行われた地域では渇水問題が顕在化しており、下水再生水の活用が期待されていると考えられます。

このため、下記に注意の上、下水再生水等の一層の活用を推進していただくようお願いします。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村（政令市を除く）に対して、この旨周知方よろしくお願いします。

記

1. 「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を踏まえ、下水再生水や雨水利用の積極的な活用に努めること。この際、多くの関係者及び市民への広報に努めるとともに、下水再生水等の水質及び水質に応じた利用用途などの利用上の注意について適切に周知されるよう十分に配慮すること。
2. 特に近年、取水制限が行われている地域等では、より一層、下水再生水の供給等に努めること。その際、実際に渇水が発生してから対応するのではなく、日頃から関係者と情報を共有し、下水再生水の供給可能箇所や供給方法等に関する積極的な周知を図ること。また、平成29年に国土交通省が公表した「渇水時における下水再生水利用事例集」を参考に、下記の点についても留意の上、既存の再生水の場内利用設備の一般への開放などできるだけ短期間で対応可能な暫定的な再生水供給方法についても検討すること。

- ・場内の安全の確保（場内交通、取水時の転落防止等）
- ・取水者・取水量等の記録
- ・取水ポンプや電源の確保（場内にない場合は取水者が自ら持参する旨を通知）
- ・再生水水質、用途の目安の提示、飲用不可であることを明示
- ・取水時や再生水利用時の事故等の責任の明確化
- ・既存の協定等(河川維持用水等)に抵触しないことの確認
- ・恒常的に再生水の供給を行う場合は吐口調査等の事業計画の変更が必要

(参考)

■下水処理水の再利用水質基準等マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040422/05.pdf>

■渇水時における下水再生水利用事例集

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000529.html



市民への配布（給水施設の設置）



道路・公園等の樹木等への散水



工事現場等の清掃用水



農業用水

事務連絡
令和3年6月3日

各都道府県下水道担当課長 殿
各指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等下水道事業担当課長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官
下水道企画課 管理企画指導室 企画専門官

社会資本整備総合交付金等の交付要件確認についての留意事項

社会資本整備総合交付金については、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（国水下水事第56号、令和2年3月31日）6.(2)のとおり、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）の経営戦略への記載等を交付要件としているところです。

今後、交付要件の確認にあたっては、毎年度11月末日の次年度予算要望調書の提出までに、別紙1の「交付要件確認チェックシート」を、各地方公共団体から地方整備局等を経由して下水道事業課へ提出していただくこととします。チェックシートと共に、経営戦略のうち以下の①～③に関する事項が記載された箇所(いずれも該当部分の抜粋のみで可)の電子ファイルについても別紙2～5に従い提出いただくようお願いします。

【経営戦略におけるロードマップ関連記載事項】

- ①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限
- ②収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期
- ③収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても周知していただくようお願いします。

別添

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（国水下水事第56号、令和2年3月31日）抜粋

6. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体
全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移した年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2)に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

交付要件確認チェックシート

別紙 1

チェックシート記載日	都道府県名	市町村名	
1. 公営企業会計の適用状況	適用済み	適用年度	未適用
2. 令和2年度以降※、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施 ※令和2年度までに公営企業会計適用していない場合、「公営企業会計適用した年度以降」とする。）	実施済み	実施年度	未実施
3. 経営戦略の内容			
①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限が記載されているか	記載済み		未記載
②a 経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（使用料の改定、下水道施設・未利用資源の有効活用や接続促進による収入増など、収入を増加させるための取組が記載されていれば可）	記載済み		未記載
②b 経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（包括的民間委託等による維持管理費の削減（新規・継続問わず）や新技術の導入、広域化・共同化、処理場の運転方法の見直し、電力契約の見直しなど、支出削減のための取組が記載されていれば可）	記載済み		未記載
③収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨が記載されているか（表現は、「〇年毎に検証する」といった大まかなもので可とする※） ※「検証・見直し」の具体的内容としては、収支実績・取組効果の確認、業績目標or収支見通しとの乖離の確認及びその原因分析、今後の取組について検討、見直しを行い、収支見通しの改定等を行うことを想定しており、関連する記述の有無で判断する。	記載済み		未記載
4. 経営戦略が公表されているか	公表済み		未公表

【記入要領】

- ・上記1～4.の全てについて記載すること。
- ・1. で公営企業会計適用済みと回答した団体については、令和7年度以降（令和2年度以降に公営企業会計を適用した団体については、適用年度から5年経過以降）、2.、3.（②はaとbのいずれかのみで可）、4. の全てを満たしていることが交付要件となる。
- ・なお、人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを交付要件としている。

①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限(該当部分抜粋)

別紙 2

都道府県名	市町村名	経営戦略名：

--

②-1収入増加のための具体的取組及び実施時期(該当部分抜粋)

別紙3

都道府県名	市町村名	経営戦略名：

--

②-2支出削減のための具体的取組及び実施時期（該当部分抜粋）

別紙4

都道府県名	市町村名	経営戦略名：

--

③収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨(該当部分抜粋)

都道府県名	市町村名	経営戦略名：

事務連絡
令和3年6月11日

関係都道府県
市町村担当課 } 御中
下水道担当課 }

総務省 自治財政局 公営企業課
総務省 自治財政局 準公営企業室
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課

「広域化・共同化計画」の策定の推進及びヒアリングの実施について

都道府県におかれましては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）」等に基づき、「広域化・共同化計画」の策定に取り組んでいただいているところです。

今般、各都道府県の強力なリーダーシップのもと令和4年度までの策定を改めてお願いするとともに、より実効性の高い広域化・共同化計画の策定のためには、都道府県の主導により各都道府県の流域下水道への統合等を検討することが有効であると考えており、下記のとおりヒアリングを実施しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この事務連絡については関係省庁（農林水産省及び環境省）と調整の上、発出していることを申し添えます。

記

1 ヒアリング対象

流域下水道による処理割合が高い都道府県等の市町村担当部局及び「広域化・共同化計画」策定担当部局の部局長等（企業局が計画策定を担当している場合にあっては企業管理者）

※ 対象と想定する都道府県は以下のとおり

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、沖縄県

事 務 連 絡
令 和 3 年 6 月 1 6 日

2 ヒアリング項目

ハード統合（流域下水道への統合、市町村間の統合、同一市町村内の統合）に係る検討状況、課題及び対応方針等

3 開催時期等

本年夏以降に実施することを予定しておりますが、具体的な日時、開催方法等については別途調整いたします。

各 都 道 府 県 下 水 道 担 当 課 長 殿
（地方整備局等下水道担当課長経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「広域化・共同化計画」の策定にかかる意見交換会の開催について（依頼）

日頃より、下水道事業の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

広域化・共同化計画については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月7日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）」により令和4年度までに策定するようお願いしているところ です。

この度、広域化・共同化計画策定の推進にあたり、具体的な検討・取り組みを見据え、より実効性の高い計画の策定に向けて、広域連携の実施面における課題について共有し、解決策を検討するための意見交換会を別紙のとおり開催することとしましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

（連絡先）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室
課長補佐 阿部 聡
abe-s85aa@mlit.go.jp
下水道防災対策係長 工内由香
kunouchi-y2n4@mlit.go.jp
電話 03-5253-8431

「広域化・共同化計画」の策定にかかる意見交換会について

○ 趣旨

「広域化・共同化計画」に基づく具体的な検討・取り組みを見据え、より実効性の高い計画の策定に向けて、本省も参加して、広域連携の実施面における課題について都道府県等と共有し、解決策を検討するための意見交換会を実施する。

○ 参加者

- 都道府県 : 下水道担当部局
(必要に応じて農林水産省、環境省関係部局も参加)
- 国土交通省 : 本省下水道部、地方整備局等下水道担当部
(必要に応じて農林水産省、環境省関係部局も参加)
- ※オブザーバーとして日本下水道事業団が参加

○ 開催方法

- ✓ 地方整備局等のブロック単位に分けて開催する。
※第2回以降は進捗レベルに分けて実施予定。
(地方ブロック)
- ① 北海道
 - ② 東北ブロック (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
 - ③ 関東ブロック (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
 - ④ 北陸ブロック (新潟県、富山県、石川県)
 - ⑤ 中部ブロック (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - ⑥ 近畿ブロック (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
 - ⑦ 中国ブロック (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
 - ⑧ 四国ブロック (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
 - ⑨ 九州ブロック (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- ✓ web開催を基本とするが、コロナの状況によっては各地方整備局等での現地開催を検討する。

○ 開催内容

- ✓ 初回を7~8月中に実施し、2か月に1回程度、R3年度に計3回を予定する。必要に応じて第4回も実施する。
- 第1回意見交換会案 (7月~8月実施)
- ① 本省より、「広域化・共同化計画」策定の趣旨・概要・各都道府県の進捗状況説明及び、R3.2月に実施したアンケート結果の課題に対する回答を説明
 - ② R2計画策定済み団体から計画内容の説明

※計画内容の説明、市町村調整における留意事項や早期策定ができた理由等

- ③ 参加者との意見交換
- ④ 本省より次回の意見交換会の方針予定説明

➤ 第2回意見交換会案 (9月~10月実施)

- ※第1回意見交換会の内容を踏まえ、進捗レベルに分け、必要団体に対して実施予定
※モデル検討業務で作成した水平展開資料 (広域化・共同化メニューが事業運営に資する効果算定事例) の説明を予定

【事故発生状況】

- 発生日 : 令和3年3月22日(月) 午後0時30分頃
- 発生場所 : 佐世保市椎木町
- 報 道 : あり
- 工事概要 : 下水道管渠布設工事 開削工 L=490.2m
- 事故内容 : 下水道管渠布設工事の施工箇所で、幅0.9m 深さ3.0mの掘削中に改良土が確認されたため、破砕作業が必要となり遅れが生じたことから、土留工を未施工で掘削作業を行った。その後、掘削穴に入り矢板の設置作業を行ったところ、側面の土砂が崩れ作業員1名が生埋めとなり死亡した。

【再発防止策】

- 災害が発生した作業の改善

- ①掘削深が1.5m以上の場合、土留工設置後、作業主任者の確認が終わるまでは、掘削箇所へは立ち入らない。
- ②掘削深が1.5m未満でも土質が軟弱の場合は、土留工を実施する。

- 作業方法の改善

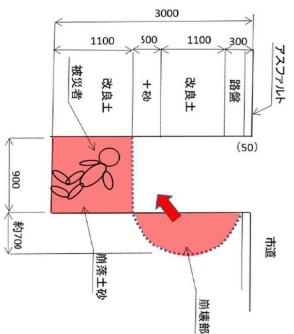
- ①現場状況に合った土留工施工手順書を作成する。
- ②作業者に土留工の施工手順についての教育を行う。

- 作業員の危険行為の防止、安全衛生管理の改善

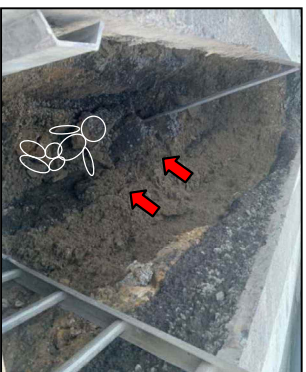
- ①発注者および受注者で作業状況を確認し、危険箇所および危険行為がある場合は改善指導を行う。
- ②地山の掘削・土留支保工作業主任者の指示のもと作業を行う。
- ③危険予知活動を徹底し、危険箇所の把握と事故防止に努める。

【断面図】

単位 (mm)



【状況写真】



事務連絡
令和3年6月16日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長・課長 殿
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底 (その7の2) について
(令和3年3月22日長崎県佐世保市発注の工事に伴う死亡事故)

本年3月22日、長崎県佐世保市発注の開削工法による下水管路の布設工事において、土留め工を未施工のまま幅 0.9m、深さ 3.0mの掘削作業を行った後、作業員が掘削部に入り矢板の設置作業をしていたところ、側面の土砂が崩れ作業員1名がその土砂の生埋めとなり死亡するという事故が発生しました。

事故原因等について確認した結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

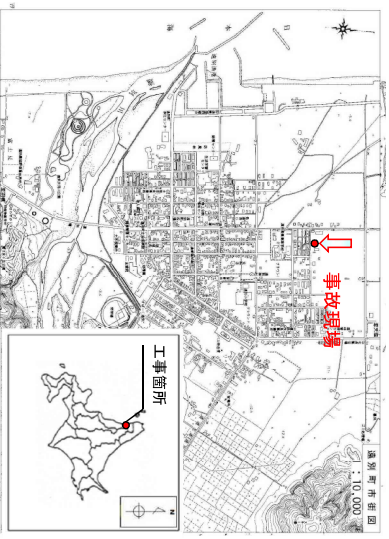
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)等において、掘削深 1.5m 以上の掘削作業では土留工を行うこととされているが、土留工を行うことなく、掘削作業を継続したこと
- ・ 施工計画書に土留工についての記載はされていたものの、作業手順の詳細を記した施工手順書がなく、作業手順が不明確だったこと

事故原因等を受けまして、別紙の通りの再発防止策を行うこととされました。

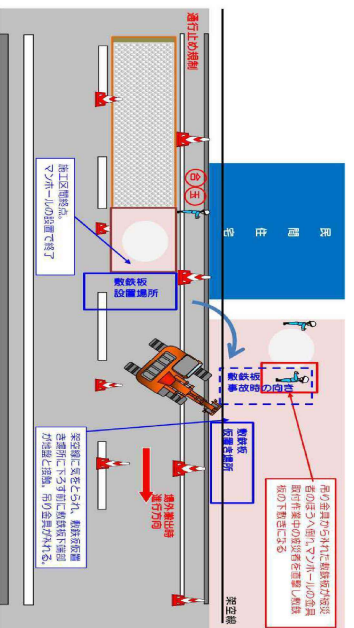
各下水道管理者におかれましては、工事現場へのパトロール等を通じ、施工計画書等に基づく作業手順での施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

- 発生日 : 令和3年6月18日(金) 午前7時35分頃
- 発生場所 : 遠別町字北浜
- 報道 : あり
- 工事概要 : 雨水管布設工事
- 事故内容 : 開削工法による雨水管路の布設工事において、敷鉄板をクレーン機能付きバックホウで片付けていたところ、架空線に気をとられたため吊っていた敷鉄板が地面に接触して吊り金具が外れ、敷鉄板が近くで別の作業員を直撃して作業員が死亡しました。

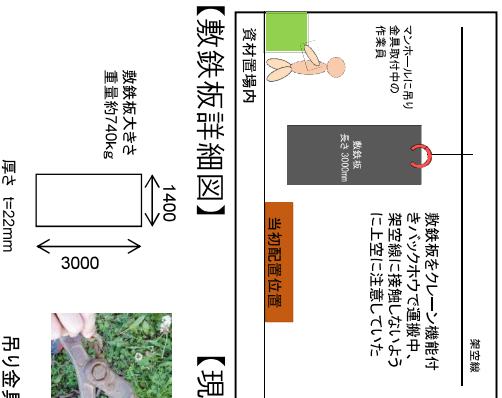
【発生場所】



【状況図】



【敷鉄板詳細図】



【現場写真】



事務連絡
令和3年7月2日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長・課長 殿
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その1）について
(令和3年6月18日北海道遠別町発注の工事に伴う死亡事故)

本年6月18日、北海道遠別町発注の開削工法による雨水管路の布設工事において、敷鉄板をクレーン機能付きバックホウで片付けていたところ、架空線に気をとられたため吊っていた敷鉄板が地面に接触し吊り金具が外れ、敷鉄板が近くで別の作業員を直撃し、作業員が死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を发出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。